

就学援助受給世帯の皆様へ

対象者 中学3年生
補助額 最大12万円

進学に向けた

学習塾等の費用



※通信教育を含む

を補助します！

令和7年度二宮町子どもの学習進学支援補助金

家庭の経済状況に左右されず、中学3年生が望む学校へ進学できる環境を整えるため、就学援助世帯の学習塾等に係る費用の負担を軽減することを目的とした補助金です。下記をご確認いただき、ぜひご利用ください。

対象要件(全てに該当)

- ① 対象者(中学3年生)が学習塾等(通信教育を含む)を利用している
- ② 就学援助受給世帯である
- ③ ①に係る費用を支払っている

補助経費

法人、個人、通信教育等の運営形態を問わない学校外教育塾でかかった、月額費、入塾費、講習代、学校外教育塾で使う教材費が対象

補助額の算定

令和7年度中の就学援助認定期間の月数×1万円【最大12万円】と実費負担額を比較して少ない方を補助

申請時の提出物

- ① 補助金交付申請書(様式あり)
- ② 補助金請求書兼口座振替書(様式あり)
- ③ 補助経費の領収書
※領収書がご用意出来ない場合、支払い内容が分かるもの(通帳の写し等)をご提出ください。

申請先・お問い合わせ

〒259-0196

二宮町二宮961番地

二宮町 こども・健康部 こども支援課 こども支援班

電話:0463-71-5862

申請〆切(必着)

令和8年2月27日

- ・申請書と請求書兼口座振替書は町HPから入手できます。
- ・提出方法は上記窓口へ直接又は郵送にてご提出ください。



町HP

裏面へ続く



申請方法と申請額の算出について

就学援助受給世帯として令和7年4月分から令和8年3月分まで継続して対象となる（見込みを含む）場合、12万円を超える費用負担をされた時点で、いつでも申請が可能です。

注意！：申請回数は1回に限ります

申請例① 1年間（4月～3月）の就学援助受給通塾（月額3.5万円、期別講習7万円）の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月……
支払額	3.5万円	3.5万円	3.5万円	3.5万円	7万円	

7月の支払いを済ませた時点で12万円を超えるため申請が可能

申請例② 1年間（4月～3月）の就学援助受給通塾（年額48万円）まとめた支払いの場合

	4月	5月	6月……
支払額	48万円		

4月の支払いを済ませた時点で12万円を超えるため申請が可能
※半期支払い等の場合でも、上記と同様に支払い額が12万円を超えていれば申請が可能

申請例③ 1年間（4月～3月）の就学援助受給通信教育（月額7千円）の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払額	7千円											

3月の支払いを済ませた時点で、実負担額8.4万円を申請が可能

就学援助受給期間が年度途中から（7月～3月など）の申請方法については、表面の申請先までお問い合わせください。

変更交付申請と補助金の返還について

本補助金が支給された後、就学援助が中止となった場合、補助金変更交付申請書の提出と本補助金の支給済額の返還が必要になります。

変更申請と返還までの流れ（例）

